

議事規則

第1章 総則

第1条 この規則は、規約第17条第3項に基づいて大会及び中央委員会（以下会議という）の議事について規定し、その民主的かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 大会及び中央委員会以外のすべての会議は、これを準用する。

第3条 この規則に定めていない事項で重要なことは、その都度その会議で決める。この場合における効力は、その会議に限る。

第2章 招集手続

第4条 会議を招集するときは、加盟組合に対して大会は14日前、中央委員会は7日前に、その会議の目的、種類、日時、場所、その他必要の事項を通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第3章 司会者

第5条 司会者は、あらかじめ中央執行委員長が指名し、議長を決定するまでその会議の運営について責任を負う。

第6条 司会者は、所定の時刻になり、かつ、定足数にほぼ達したと認めるときは、直ちに開会を宣言し、議長団の選出を合意にはかかって決定しなければならない。

2 議長団の定数は、大会3人、中央委員会2人とする。

第4章 資格審査委員会

第7条 議長は、出席者の資格を審査するため、会議にはかかって、資格審査委員を決めなければならない。

第8条 資格審査委員会は、各総支部から選出した代議員（中央委員会にあっては中央委員）のなかから各1名及び県本部中央執行委員会がその構成員のなかから互選した1名をもって構成し、資格審査委員長は委員の互選とする。

第9条 資格審査委員会は、必要と認めるとき又は議長若しくは会議の要求があったとき、構成員の資格を審査し、資格審査委員長はその結果を資格の審査の方法とともに会議に報告する。

2 資格審査の方法は、資格審査委員会がその都度決める。

第5章 議事運営委員会

第10条 議長は、会議の運営を円滑にするため、会議にはかかって議事運営委員を決めることができる。

第11条 議事運営委員は、議事運営委員会を構成し、議事運営委員長を互選しなければならない。議事運営委員の定数は、第8条に準じる。

第12条 議事運営委員会は、次の事項を審議し、会議の承認を得てこれを実施する。

- (1) 議事日程の整理
- (2) 祝辞及び祝電の取扱い
- (3) 会議混乱の時の收拾その他事故ある場合の処理
- (4) 動議の受付け及び処理
- (5) 会議から付託された事項
- (6) その他議事運営に必要な事項

第6章 書記及び議事録署名委員

第13条 議長は、会議の議事録作成のため、会議にはかかって書記及び議事録署名委員を定めなければならない。

第7章 議事運営

第14条 議長は資格審査委員会の報告によって、定足数に達したことが確認されたならば会議の成立を宣言する。

2 会議が成立するまでは、議事には入ることはできない。

第15条 議長は、次の権限を有する。

- (1) 発言者を指名すること。
- (2) 動議の範囲から逸脱した発言、その他不当な発言や動議を拒否すること。
- (3) 議事の審議及び採決の方法を定めること。
- (4) 定足数を欠いたと認めるとき、その他必要あるときは、休憩若しくは流会又は延長を宣言すること。
- (5) 定足数を欠くおそれがあると認められたときは、構成員の退場を禁じ、又は出席を要求すること。
- (6) 組合規約及び細則若しくはこの規則に違反し、又は議長の指示に従わず会議の秩序を乱す者の発言を禁止し、又は退場させること。
- (7) 傍聴人の制限及び議事の妨害となる傍聴人を退場させること。
- (8) その他会場の規律を保つため必要な処置をとること。

第16条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。

第17条 動議を提出するときは、原則として文書で議事運営委員会を通じて、議長に提出しなければならない。

2 動議の採否については、原則として会議にはからなければならない。

3 動議は1人でも賛成者があれば成立する。

4 議事は原則として質疑、討論又は修正の順序で表決を行う。

第18条 議長は、次の各号のいずれかに関する動議が出されたときは、他の動議に優先して取り扱わなければならない。

- (1) 議事進行に関する動議
- (2) 質疑討論の打ち切りに関する動議
- (3) 休会及び休憩に関する動議
- (4) 議事日程に関する動議

第19条 議長不信任の動議が出されたときは、その議長は交代して採決するかどうかを会議にはからなければならない。

第20条 一度採択された動議は、提案者個人的意思によって撤回することはできない。

第21条 総括討論の順序は、原則として反対者を先にし、反対と賛成を交互に行わせる。

第22条 採決を行うときは、議長はその旨宣言しなければならない。

第23条 採決は原則として無記名投票によるが大会または中央委員会で承認したときは挙手、起立、その他の方法で行うことができる。

2 無記名投票により採決を行う場合は、議事運営委員がこれを管理する。但し、議事運営委員会が設置されていない場合は、議長団が管理する。

第24条 採決は原案の採決に先立ち、まず修正案について行う。

2 修正案が数個あるときは、原案に遠いものから順に採決する。

第25条 採決の結果は、会議に報告し、その確認を得てから効力を発生する。

第26条 採決によって確定した動議は、同一会議中再び議題とすることはできない。

第8章 議事録

第27条 議事録は、会議ごとに作成し、次の事項を記入する。

- (1) 会議の種類
- (2) 会議の日程及び場所
- (3) 議長団、資格審査委員、議事運営委員及び書記氏名
- (4) 出席人員数
- (5) 祝辞及び祝電
- (6) 報告事項並びに議案の要点及び決定
- (7) すべての動議及びその決定並びに提出者氏名
- (8) 採決方法及び賛否の数
- (9) 開会及び閉会の時刻

第28条 議事録は、会議終了後議事録署名委員が署名し、次の同じ会議において承認を得なければならない。

第9章 傍聴者

第29条 傍聴者は、中央執行委員長発行の傍聴券を所持しなければならない。

第30条 傍聴者は、定められた場所において傍聴する。

附 則

第31条 この規則に定めのない事項については、中央執行委員会がこれを定める。

第32条 この規則の改廃は、大会又は、中央委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、1981年10月2日より施行する。

役員選挙規程

第1章 総則

- 第1条 この規程は規約第23条第5項によって定める。
- 第2条 この規程は、自治労福島県本部の正常な発展と民主的運営を期するため、公明にして適正な選挙を行うことを目的とする。

第2章 選挙委員会

- 第3条 選挙を行うため選挙委員会をおく。
- 2 選挙委員会は、選挙委員で構成し、選挙委員長は委員の互選によって定める。
- 3 選挙委員会は、5名とし次の区分によって大会で選出する。
- | | | | |
|---------|----|-------|----|
| 県職連合総支部 | 1名 | 県北総支部 | 1名 |
| 県南総支部 | 1名 | 会津総支部 | 1名 |
| 浜 総支部 | 1名 | | |
- 4 選挙委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再選を妨げない。
- 第4条 選挙委員会は、次の事務を行う。
- 選挙に必要な告示
 - 候補者届の受理及び資格審査
 - 投票及び開票に関する一切の管理と業務の執行
 - その他、選挙に必要な事項
 - その他選挙管理に必要な事項

第3章 候補者

- 第5条 立候補するものは選挙期間までに別紙様式による立候補届出を選挙委員会に提出しなければならない。
- 2 所属単組の承諾がないものは候補者となることができない。
- 3 推薦は各単組連盟ですることできる。
- 4 中央執行委員のうち総支部選出中央執行委員及び各補助機関の代表の中央執行委員については、いずれも各々の総会又は会議の承認を得るものとする。
- 5 在籍者であって任期中に離籍を予定する者は前項の他、次の資格を有しなければならない。
- 離籍予定期日までに、専従役員の経験7年以上となること。
 - 公的医療機関の診断により、業務に耐えうることの証明がなされること。
 - 離籍にあたり出身単組（直属支部に属する者は直属支部）の信任がなされていること。
- 第6条 選挙委員会は、選挙期間までに候補者氏名、所属、

その他必要な事項を大会に告示しなければならない。

第4章 選挙

- 第7条 役員選挙は、大会日において、代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の無記名投票によって行う。
- 第8条 中央執行委員長、書記長、書記次長については単記投票、副中央執行委員長、並びに会計監査委員については連記投票とする。
- ただし、候補者が定数を超えないときは信任投票とする。
- 第9条 中央執行委員の選出は次の区分による。
- 全県選出
 - 総支部選出
 - 補助機関選出
- 2 前項(2)(3)の中央執行委員については規程第5条第4項に基づき、大会で信任投票をうける。

第5章 当選

- 第10条 当選人は、投票の過半数を得、かつ最多数を得た者から順次決定する。
- 2 前条の規程によって定数当選人が得られないときは、さらに選挙を行う。この場合においては規程第5条にかかわらず得票順位によりさらに選挙すべき定数に1名を加えてこれを候補者とする。
- 第11条 前条第2項による選挙によってもなお当選人が得られないときは、新たに選挙を行う。
- 第12条 信任投票は、投票者の過半数の得票をもって信任とする。
- 2 前項により当選人が得られなかったときは、新たに選挙を行う。
- 第13条 役員に欠員が生じたときは、規約第23条第2項により補充する。

第6章 異議の申立

- 第14条 異議のある単組は、選挙委員会に異議の申立てをすることができる。
- 第15条 前条の異議申立てがあつたときは、選挙委員会は速やかにこれを調査し処理しなければならない。

附則

- 第16条 この規程に定めのない事項については、選挙委員会がこれを定める。

第17条 この規程の改廃は、大会又は、中央委員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、1961年9月17日より施行する。
- 2 この規程は、1971年10月17日に改正し、同日より施行する。
- 3 この規程は、1972年10月8日に改正し、同日より施行する。
- 4 この規程は、1973年10月7日に改正し、同日より施行する。
- 5 この規程は、1974年10月12日に改正し、第29回定期大会より適用する。
- 6 この規程は、1978年10月7日に改正し、同日より施行

- 7 この規程は、1981年10月2日に改正し、同日より施行する。
- 8 この規程は、1982年10月8日に改正し、同日より施行する。
- 9 この規程は、1994年10月14日に改正し、同日より施行する。
- 10 この規程は、2000年10月13日に改正し、同日より施行する。
- 11 この規程は、2007年2月15日に改正し、第3条は同日より施行する。第8、9条は2007年4月1日より施行する。

立候補者推せん届

候補者氏名 (年齢)

所属組合名

役員歴

立候補する役職名

上記のとおり立候補することを承諾します。

所属組合名 ㊟

上記のとおり立候補することを承諾します。

立候補者氏名 ㊟

上記のとおり推せん届出します。

推せん組合名 ㊟

年 月 日

自治労福島県本部

選挙委員長 殿